**義援金申受要領**

１．義援金募金額 １口１万円以上でお願いします。

２．募集期間 2024年2月13日(火)～３月８日（金）

３．申し受け要領

（１）義援金をご応諾いただく場合は、別紙「能登半島地震義援金　振込連絡票」に必要事項をご記入のうえ、３月８日（金）までに、FAXにてご連絡ください。

（２）ご応諾いただいた義援金につきましては、原則として３月８日（金）までに下記指定振込先宛へお振込みのほどお願いいたします。

※誠に勝手ながら、ご送金いただく際の振込手数料等は、貴社のご負担にてお願いいたします。ご負担がなく、送金額から振込手数料等が差し引かれて入金された場合は、着金額を募金額とさせていただきますこと、ご了承ください。

（３）本義援金は当所で取りまとめ、復旧・復興に向けて商工会議所・連合会が実施する、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に必要な費用として活用させていただく予定です。

寄附金税制上、本義援金は「一般寄附金」の取扱いとなります。詳細は以下のとおりです。

①個人が義援金を支出する場合の所得税の取扱い

　所得控除はありません。

②法人が義援金を支出する場合の法人税の取扱い

　一般寄附金は、下記の損金算入限度額までが損金に算入されます。

〔期末資本金の額等（資本金の額＋資本準備金の額）×12分の当期の月数×1000分の2.5＋所得の金額（法人税申告書別表四　仮計の金額＋支出寄附金の額）×100分の2.5〕×4分の1＝〔損金算入限度額〕

計算例　期末資本金の額等1,000万円、所得の金額1,500万円、１年決算法人の場合の損金算入限度額

〔1,000万円×12分の12×1000分の2.5＋ 1,500万円 ×100分の2.5〕×4分の1＝〔10万円〕

※国または地方公共団体に対する寄附金については、個人において一定の金額の所得控除が可能なほか、法人において全額の損金算入が可能です。一定の金額の所得控除や全額の損金算入を希望される場合は、国または地方公共団体（県市町村）への募金をご検討いただけますと幸いです。

（４）領収書は、義援金をお振込みいただきます際の控えをもって、代えさせてさせていただきます。

４．振込先口座　滋賀銀行 守山支店 普通預金 口座番号457293

　　　　　　　守山商工会議所　会頭大崎裕士

＜本件担当＞ 守山商工会議所 業務課

ＴＥＬ：077-582-2425　ＦＡＸ：077-582-1551

ＦＡＸ送付先 077-582-1551

守山商工会議所 業務課 行

**「能登半島地震義援金　振込連絡票」**

義援金の趣旨に賛同し、以下のとおり振り込みます。

１．義援金額 　　 口 円（１口１万円以上でお願いいたします。）

２．貴社名

３．ご住所 〒

４．代表者役職・お名前

５．ご担当者お名前

６．電話番号

７．振込予定日 月　 日

※ ご連絡いただいた情報は、義援金の募金の目的以外には使用いたしません。